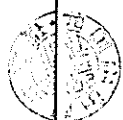


吸収分割に係る事後開示事項

(会社法第791条第1項第1号および会社法施行規則第189条に定める書面)



2020年4月1日



四国電力株式会社

四国電力送配電株式会社

2020年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

香川県高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 長井 啓介



香川県高松市丸の内2番5号

四国電力送配電株式会社

取締役社長 横井 郁夫



四国電力株式会社（以下、「四国電力」といいます。）と四国電力送配電株式会社（以下、「四国電力送配電」といいます。）は、2019年4月26日付で四国電力と四国電力送配電との間で締結した吸収分割契約に基づき、四国電力が一般送配電事業等（以下、「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を四国電力送配電へ承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本件吸収分割に係る事後開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020年4月1日

2. 吸収分割株式会社（四国電力）における法定手続の経過

- (1) 会社法第784条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過
会社法第784条の2に基づき、四国電力に対して本件吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。
- (2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過
四国電力は、会社法第785条第3項および第4項に基づき、2020年2月13日付で株主に対して電子公告を行いました。同条第1項に従い四国電力に株式買取請求をした株主はありませんでした。

(3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続の経過
四国電力は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過
四国電力は、会社法第789条第2項および第3項に基づき、2020年2月13日付の官報公告および電子公告により、債権者に対して公告を行いましたが、同条第1項に基づき四国電力に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社（四国電力送配電）における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過
四国電力送配電の株主は四国電力のみであり、会社法第796条の2に基づき、四国電力送配電に対して本件吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第797条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過
本件吸収分割は、四国電力送配電の唯一の株主である四国電力の同意をもって、四国電力送配電の株主総会の承認決議を経ており、反対株主は存在しないため、該当事項はありません。

なお、四国電力送配電は、会社法第797条第3項に基づき、2019年6月4日付で、四国電力に対し通知を行っております。

(3) 会社法第799条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過
四国電力送配電は、会社法第799条第2項に基づき、2020年2月13日付の官報公告により、債権者に対して公告を行うとともに、知れている債権者に対する各別の催告を行いましたが、同条第1項に基づき四国電力送配電に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社（四国電力送配電）が吸収分割株式会社（四国電力）から承継した重要な権利義務に関する事項

四国電力送配電は、本件吸収分割の効力発生日をもって、吸収分割契約の定めに従い、四国電力が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は4,545億円（概算値）、負債の額は303億円（概算値）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2020年4月10日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以 上

以上は原本である。

2020年 4月 1日

香川県高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社

取締役社長 社長執行役員 長井 啓介



香川県高松市丸の内2番5号
四国電力送配電株式会社

取締役社長 横井 郁夫



